

2023年9月

お客様各位

京都信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素より京都信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫では適格請求書発行事業者として、インボイス制度への対応を下記のとおりとさせていただきます。

※インボイス制度の詳細については、[国税庁 Web サイト](#)をご確認いただくか、顧問税理士等にご相談ください。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

京都信用金庫：T9130005004512

2. 当金庫のインボイス発行について

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。お客様が現行の振込依頼書等の用紙をお手元にお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口備付の新しい依頼書等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

(2) 自動振替等でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイス発行の依頼をいただいたお客様に対して「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」を作成のうえ発行させていただきます。インボイスの要件を満たした「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」の発行が必要なお客様については、店頭窓口あるいは営業担当者までご連絡ください。

- ①「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」は、毎月1日から月末日までの1カ月分を集計し、翌月の中旬までに郵送させていただきます。
- ②「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」について、対象となる取引がない月については、作成・交付を行いません。
- ③「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」の交付方法について、当初は「郵送」といたしますが、2024年度を目途に「電子交付」に切り替えていく予定にしております。準備が整いましたらお知らせいたします。

(3) A T Mおよび自動両替機でのお取引について

3万円未満のA T Mや自動両替機の手数料は、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機特例)」に該当するため、インボイスの交付義務が免除されております。お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

3. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降に、当金庫がお客様に対して消費税を含む代金(対価)をお支払いする際、お客様が適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、当金庫へインボイスの提出をお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問合せください。

以上